

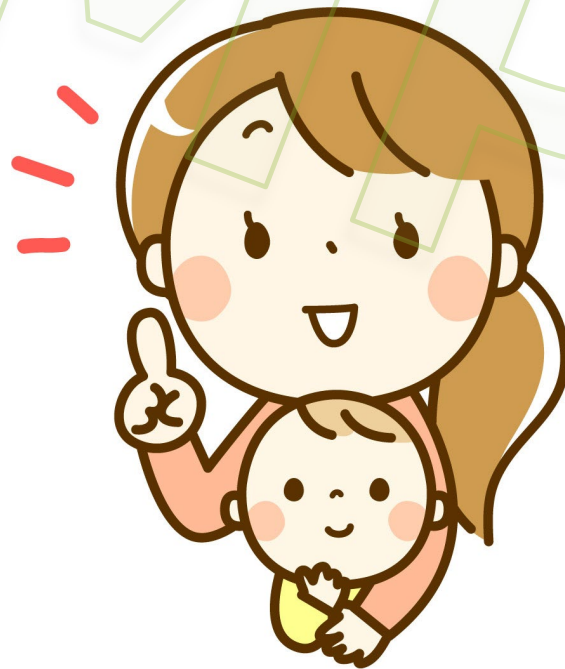
仕事と育児の両立

株式会社ドクタートラスト

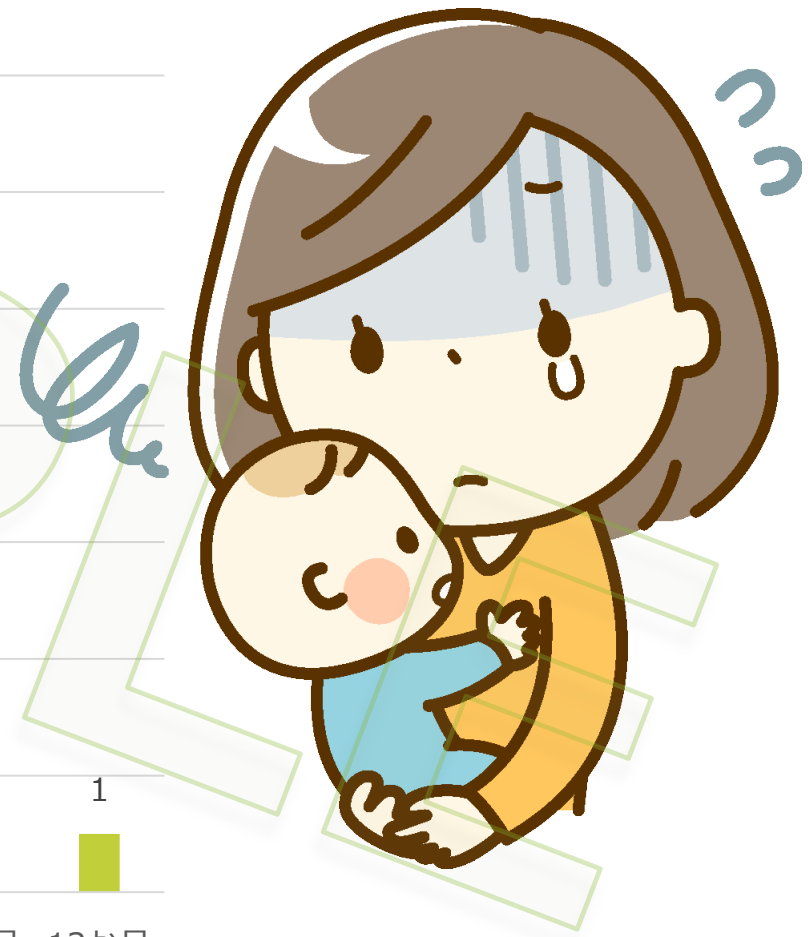
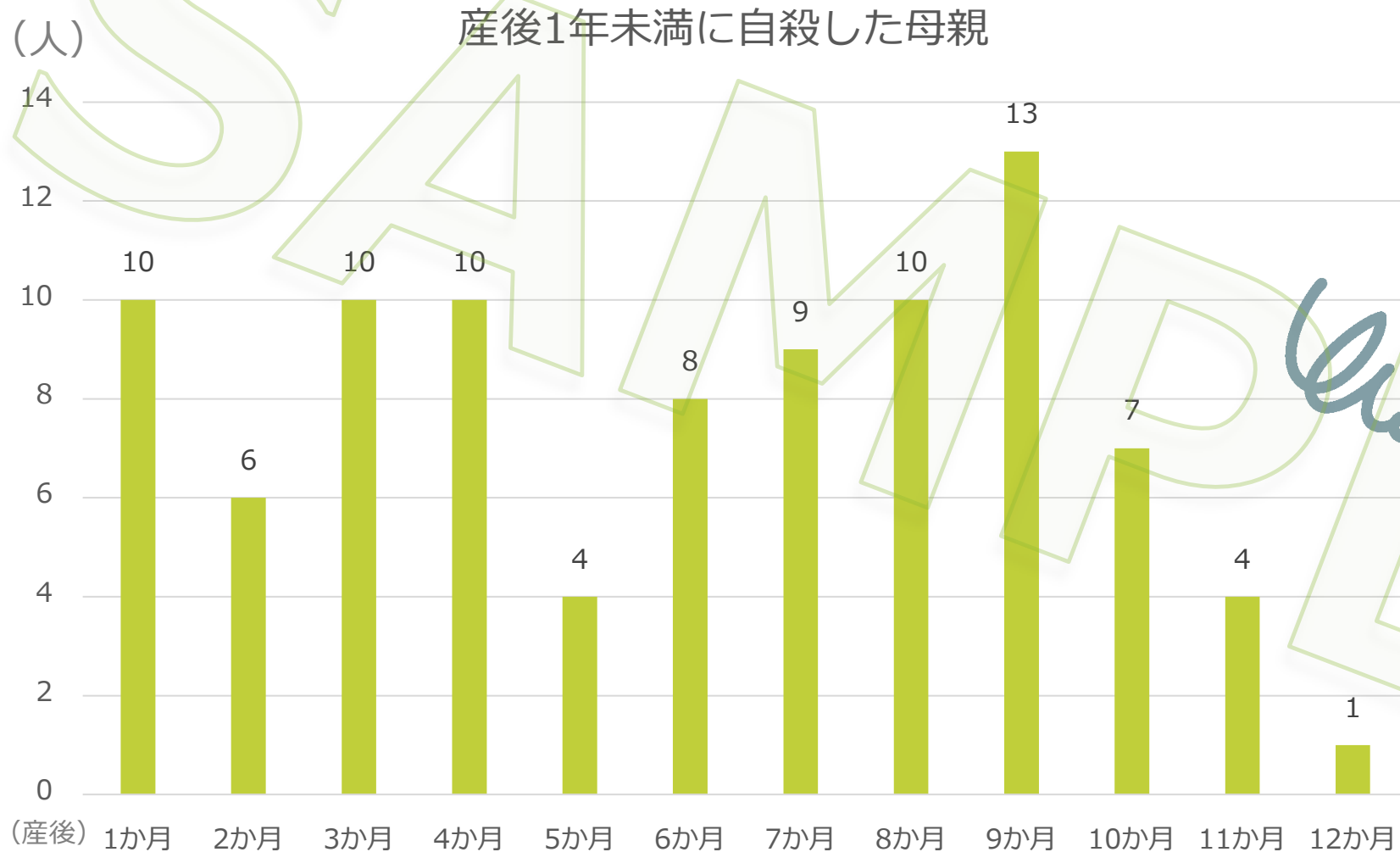


本日のセミナーの目的

- ◆ 妊産婦、育児中の社員の心身の変化について理解する
- ◆ 妊産婦、育児中の社員に対するサポートの必要性について理解する
- ◆ 従業員の問題ではなく会社の問題として捉える



産後の妻の死因1位は自殺



妊婦を取り巻く様々な不安と症状

飲食物

切迫流産

胎児の障害

流産・死産

責任感

お腹の張り

切迫早産

孤独感

感染症

衛生面

不安感

薬の服薬

つわり

緊張状態



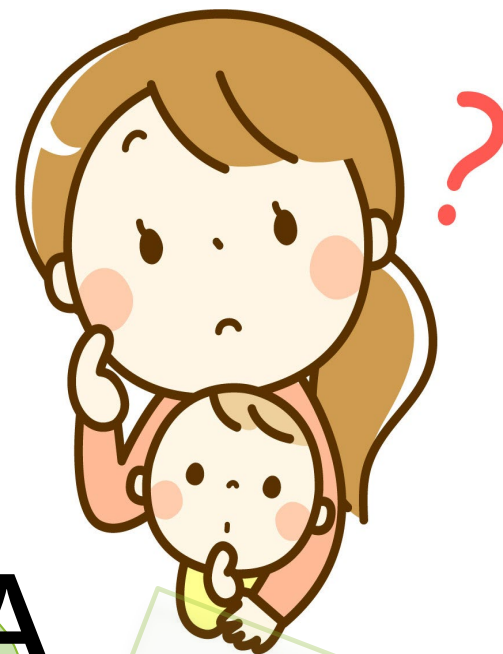
妊産婦が使える制度

主な制度	概要
産前産後休業	出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。 <u>出産日の翌日から8週間は、就業することができません。</u> ただし、産後6週間を経過後に、医師が認めた場合は就業できます。この期間とその後30日間に解雇することは禁止されています。
育児時間	1歳に満たない子を育てる女性は、1日2回各30分の育児時間を請求できます。
就業制限 労働時間の制限	時間外労働や休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限 危険有害業務の就業制限、簡易業務転換が適用されます。 （産後1年未満の女性には、妊娠中と同様に適用されます。）
母性健康管理措置	産後1年未満の女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます。
育児休業	1歳に満たない子を養育する従業員は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。
育児休業期間の延長	子が1歳以降、保育所等に入れられないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達する日までの間、育児休業を延長することができます。さらに子が1歳6か月に達した時点で一定の要件を満たす場合、最長で子が2歳に達する日までの間、育児休業を再延長することができます。

こんなときどうする？～子の看護休暇

Q

職場復帰しようと思うのですが、子どもが急に熱を出したときなど休めるか不安です。休めるのでしょうか？



A

子の看護休暇は法で定められている、小学校就学前の子を養育する労働者が子の病気やケガの看病、予防接種や健康診断の受診などをするために取得できる休暇です。子1人につき1年に5日取得できます。



女性が働きやすい会社

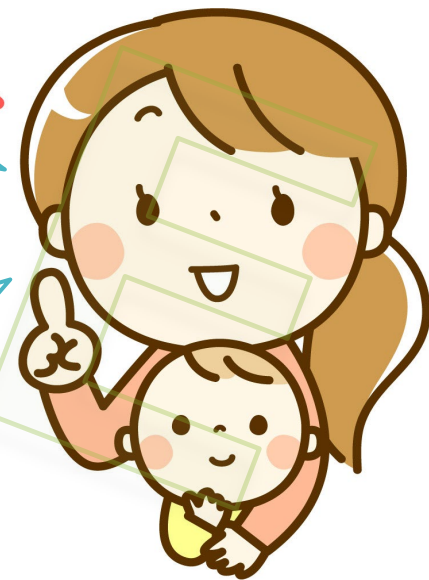
- 産休育休の取得率と
その後の復職率が高い
- 管理職に育児(休暇)
経験者がいる
- 有給が取りやすく
残業がない



コンプライアンスが
しっかりしていそう！

育児と両立
できそう！

育児に理解が
ありそう！



育児と両立で、社員も会社も元気に！

